

職企発0327第3号  
令和2年3月27日

各 位

厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金に係る周知  
啓発等への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、景気の変動などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する雇用調整助成金を運用しております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する支援として、雇用調整助成金においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種の事業主を特例措置の対象事業主とするとともに、対象となる労働者の拡充等の措置を行ったところです。

厚生労働省においても、雇用調整助成金の特例措置について、事業主に行き届くよう周知啓発等に尽力しておりますが、貴団体におかれましても、傘下の事業主に対して、別添の周知資料を活用していただき、雇用維持を支援する雇用調整助成金の周知啓発等の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の労働施策に関する相談窓口を都道府県労働局に開設しておりますので、都道府県労働局のHPへの事業主の誘導を、併せてお願いいたします。

